

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー:募集

令和8年5月11日

### 「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業補助金」の 募集開始について

埼玉県では、スキル・ノウハウを持つシニア人材を活用して賃上げにつながる環境整備を行う中小企業を支援するため、「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業補助金」を創設します。

埼玉県シニア人材バンクを通じてシニア人材を確保し、生産性向上等により賃上げにつながる環境整備に取り組む中小企業に対し、シニア人材の活用に必要な経費の一部を補助します。

#### 1 補助金の概要

##### (1) 補助対象者

埼玉県シニア人材バンク（以下、「バンク」）を通じてシニア人材を活用して生産性向上等を図り、賃上げにつながる環境整備に取り組む中小企業。

##### (2) 補助対象事業

次の条件により取り組む賃上げにつながる環境整備。補助対象は1社につき1名。

- ① シニア人材を活用して生産性向上等を図り賃上げにつながる環境整備に向けた方針を作成し、埼玉県産業振興公社の「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業の企業開拓員」による確認を受けること。
- ② 上記①に基づき、バンクを通じてシニア人材を確保（雇用もしくは委託契約）すること。
- ③ 上記①②に基づき、シニア人材を活用して生産性向上等を図り、賃上げにつながる環境整備に取り組むこと。
- ④ 上記②のシニア人材が、交付の申請を行おうとする中小企業の役員の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 上記②のシニア人材との雇用契約日又は委託契約日が当該年度の補助金の交付の申請の受付開始日以降であること。

##### (3) 補助対象経費

補助事業者が補助対象事業の条件②のシニア人材に支払う所定内給与又は労働に対する報酬で、当該年度の2月28日までの労働に対するもの（上限8か月分）、かつ、当該年度の3月10日までに支払いが完了しているもの。

なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。

- (4) 補助率  
補助対象経費の10分の8（千円未満切り捨て）
- (5) 補助限度額  
採用・転籍の場合 260万円  
副業・兼業等の場合 60万円

## **2 申請手続について**

「賃上げにつなげる環境整備に向けた方針」を作成し、埼玉県産業振興公社の「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業の企業開拓員」の確認を受けた上、令和8年5月11日（月曜日）から令和9年2月1日（月曜日）までの間に電子申請・届出サービスにより埼玉県にお申し込みください。

詳細は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/seniormatching/chinage-kankyoseibi.html>

## **3 相談・問合せ先**

- (1) 「賃上げにつなげる環境整備に向けた方針」等の申請書類の作成について  
シニア人材活用による賃上げ環境整備事業 企業開拓員（埼玉県産業振興公社内）  
電 話：048-647-4075  
メール：[senior@saitama-j.or.jp](mailto:senior@saitama-j.or.jp)
- (2) 補助制度について  
埼玉県産業労働部 雇用・人材戦略課 企画・労働団体担当  
電 話：048-830-4516  
メール：[a3960-22@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3960-22@pref.saitama.lg.jp)